

施策231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

【担当部署：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

平成27年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については目標を達成できませんでしたが、活動指標は3項目のうち2項目を達成できたこと、少子化対策の取組強化に向けた土台作りができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | 26年度 | 27年度 |
|----------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 「三重県子ども条例」の認知度 | / | 50.0% | 60.0% | 0.70 | 70.0% | 100% |
| | 35.0% | 35.5% | 41.8% | | / | / |

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

| | |
|-------------|--|
| 目標項目の説明 | 「三重県子ども条例」を知っている県民の割合 |
| 26年度目標値の考え方 | 平成26年度は、新たに取り組む少子化対策関連の事業も含め、あらゆる機会を生かして三重県子ども条例の啓発に努めることとし、25年度の実績値を踏まえ70.0%に設定します。 |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | 26年度 | 27年度 |
|-------------------------------------|---------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 23101 子ども条例の普及と推進 (健康福祉部子ども・家庭局) | キッズ・モニター活用事業数 | / | 8事業 | 9事業 | 1.00 | 10事業 | 10事業 |
| | | 7事業 | 8事業 | 9事業 | | / | / |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | 26年度 | 27年度 |
|--------------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 23102 家庭力・地域力の向上支援 (健康福祉部子ども・家庭局) | 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 (累計) | | 1,155 会員 | 1,270 会員 | 0.71 | 1,385 会員 | 1,500 会員 |
| | | 1,048 会員 | 1,124 会員 | 1,228 会員 | | | |
| 23103 子どもの保護対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局) | 子どもの利用の多い店舗のうち 青少年健全育成協力店の割合 | | 92.5% | 95.0% | 1.00 | 97.5% | 100.0% |
| | | 90.0% | 92.7% | 95.0% | | | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 245 | 72 | 63 | 232 | |
| 概算人件費 | | 126 | 110 | | |
| (配置人員) | | (14人) | (12人) | | |

平成25年度の取組概要

- ①県民の方が結婚や出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、7月に三重県少子化対策総合推進本部を設置（6回開催）
- ②全国知事会や少子化危機突破タスクフォースでの活動等を通して、少子化対策の財源確保を国に要望。創設された「地域少子化対策強化交付金」の効果的な活用を図る「三重県地域少子化対策強化計画」を策定（2月）
- ③子育て支援について志を高くする10県で子育て同盟を結成、7月28日に鳥取県で子育て同盟サミットを開催、共同事業としてポータルサイトの開設等に着手
- ④子どもを主体とした取組が県内各地で促進されるように、こども会議等の開催手法をマニュアルとしてとりまとめ
- ⑤子どもの意見が県の施策に反映できるよう取り組んでいるキッズ・モニターの登録者数477人（前年度比22.6%増）
- ⑥子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し（相談受付件数3,267件）、専門的な対応が必要な案件については児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応（14件）
- ⑦子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」（応募数：8,123点）を実施
- ⑧教育委員会や市町に活用を働きかけて出前講座を実施し、みえの子育ちサポーターを2,660人養成
- ⑨親なびワークを小学校等県内17か所で開催（参加者446名）するとともに、親なびワークを「子育てはっぴいパパ・ママワーク」としてリニューアル
- ⑩10月5日、6日に県立みえこどもの城を中心として「第8回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催（参加者：1万6千人）
- ⑪県内4か所で、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別座談会を開催（参加者：101人）
- ⑫三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施、子どもの利用が多い店舗に対して青少年健全育成協力店の登録を働きかけ（登録件数979件）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる社会とするため、三重県少子化対策総合推進本部を設置し、全庁をあげて取り組む体制を整えました。また、少子化対策を平成 26 年度の重点テーマと位置付けました。
- ②「三重県地域少子化対策強化計画」を策定する中で、少子化対策に関して、「子ども・思春期」、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」のライフステージごとに、働き方も含めた課題と現場のニーズを「地方目線」、「当事者目線」で洗い出し、県民の方が結婚や出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、新たに取り組むべき対策をとりまとめました。今後、計画に基づき、切れ目のない取組を進めていく必要があります。
- ③市町や企業、地域の団体等が進めている様々な取組の相乗効果が発揮されるよう、少子化対策に取り組む機運の醸成等を図る必要があります。
- ④結婚を望んでいる人をはじめ、妊娠・出産期や子育て期の県民の皆さんに対して県から発信されている情報が、必ずしも利用者にとって入手しやすいものとなっていません。必要とする方が入手しやすい方法で、県から情報を発信していく必要があります。
- ⑤男性の育児参画や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するために、平成 26 年 6 月 27 日、28 日に開催する「ファザーリング全国フォーラム in みえ」の準備を進めています。フォーラム開催後も引き続き啓発活動等を行っていく必要があります。また、男性の育児休業取得率や育児参加時間等が諸外国と比較して低率であり、男性の育児参画に関するこれまでの啓発活動は、子育て前や子育て中の男性に対して十分浸透していないと思われるため、効果的な取組が必要です。
- ⑥未婚者の約 9 割が、将来結婚する意志を持っているにも関わらず、出逢いの場がないなどの理由から、晩婚化が進み、生涯未婚率が上昇しています。市町や地域の団体においては、出逢いの場の創出等に取り組んでいますが、参加者の確保に苦勞している地域もあるほか、参加者に対するコミュニケーション力向上のための支援などが求められています。
- ⑦子育て同盟サミットを開催し、地方の立場から、少子化対策・子育て支援策について共同事業の実施や国への提言を発表しました。はぐくみ支援ポータルサイトの開設など、子育て支援の共同事業について検討・実施していく必要があります。
- ⑧子ども条例に基づき、子どもが意見を表明する機会や子どもを主体とした取組が県内各地で促進されるよう、市町に対し働きかける必要があります。
- ⑨キッズモニター制度を利用して、幅広い意見をいただくために登録者（小学 4 年生～高校 3 年生）をさらに増やすとともに、子どもの意見がどのように施策に活用されたかを伝えていく必要があります。
- ⑩今後も子どもに対し、専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の一層の周知を図る必要があります。
- ⑪「家族の絆一行詩コンクール」については、応募者及びその関係者等に取組がとどまっていることから、広報媒体等を活用して受賞作品等を周知・啓発することが必要です。
- ⑫養成したみえの子育ちサポーターが、市町やみえ次世代育成応援ネットワークの企業・団体と連携して活動できるよう支援する必要があります。
- ⑬子育ての喜び等について直接保護者に理解を深めていただくための「子育てはっぴいパパ・ママワーク」の普及促進のため、市町や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
- ⑭子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、みえ次世代育成応援ネットワークの会員をはじめ企業・団体による取組がさらに進むように促す必要があります。
- ⑮三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査や協力店への登録要請など、引き続き子どもを有害環境から守る取組が必要です。

- ①医療・福祉・教育関係者や行政、地域の活動団体等の参画を得て、三重県少子化対策推進県民会議（仮称）を設置し、各主体の取組の相乗的な効果が発揮され、機運の醸成が図られるように県民運動を進めます。また、少子化対策のアイデアを未来志向で検討し、実践につなげます。そのほか、市町の創意工夫により実施する「地方目線」、「当事者目線」での少子化対策に関する取組を支援します。
- ②県を始めとする多様な主体の少子化対策に関する取組について情報発信するとともに、県民が求める情報が的確に届けられるよう、スマートフォン及びPC向けの総合情報サイトを構築します。
- ③「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を開催し、男性の育児参画や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するとともに、「みえの育児男子」プロジェクトとして、男性の育児参画の普及啓発を牽引する人材の育成などを行います。
- ④子育てと仕事の両立を進めている企業の取組をPRすることにより、男性の育児参画の意義を企業に働きかけるほか、子どもの生き抜く力を育てる男性等の表彰、管理職の子育て意識を高めるための「育ボス」等の推進、子育て支援の雰囲気づくりを進めるための「子ども参観」の取組など、県民や企業の意識醸成につながる様々な取組を新たに進めます。
- ⑤結婚を希望する人が結婚できるような地域社会づくりのため、出逢いの場を創出する市町や団体などのニーズに応じて、コーディネートスキルの向上を図る研修会の開催、相談やアドバイスのできる専門的な知識をもったアドバイザーの派遣、参加者のコミュニケーション力を向上させるためのツールの提供などを行うとともに、市町等が行う結婚支援に関する取組を一元化して発信するなどの役割を担う「みえの出逢いサポートセンター（仮称）」を設置します。
- ⑥子育て同盟加盟各県で全国のモデルとなる子育て支援の取組を検討し、他県と連携しながら実施していきます。
- ⑦こども会議等の開催手法をまとめたマニュアルを活用して、会議の意義等を市町に伝え、各地での開催を促します。
- ⑧キッズ・モニター制度の目的や取組結果について、募集段階からHPやチラシで子どもにわかりやすく伝えます。
- ⑨こどもほっとダイヤルを運営し、子どもからの相談に対して、児童相談所や教育委員会などの関係機関と連携して対応するとともに、小学校、中学校、高校、特別支援学校などを通じて子ども専用相談電話の一層の周知に努めます。
- ⑩「ありがとう」の気持ちを通して、家族の絆や地域の絆を深め広げるため、教育委員会や広報関係者と連携して「家族の絆一行詩コンクール」の一層の周知・啓発を行います。
- ⑪引き続き、みえの子育ちサポーターを養成するとともに、市町等と連携して養成したサポーターの地域での活動を促進します。
- ⑫「子育てはっぴいパパ・ママワーク」について、子育て支援拠点や子育てサークル等で実施されるよう進行役養成講座を開催するとともに、市町や地域の関係機関での実施を働きかけます。
- ⑬子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、少子化対策や子育て支援に積極的に取り組もうとするみえ次世代育成応援ネットワークの会員や企業、団体に対して、市町や地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供します。
- ⑭三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施するとともに、青少年健全育成協力店への登録について、子どもの利用の多い店舗を重点的な対象として働きかけを行います。

* 「○」の着いた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

1育児のために短期休暇をとった職員と、その職員の仕事を分担した同僚や上司に対し、人事評価を上げる制度のこと